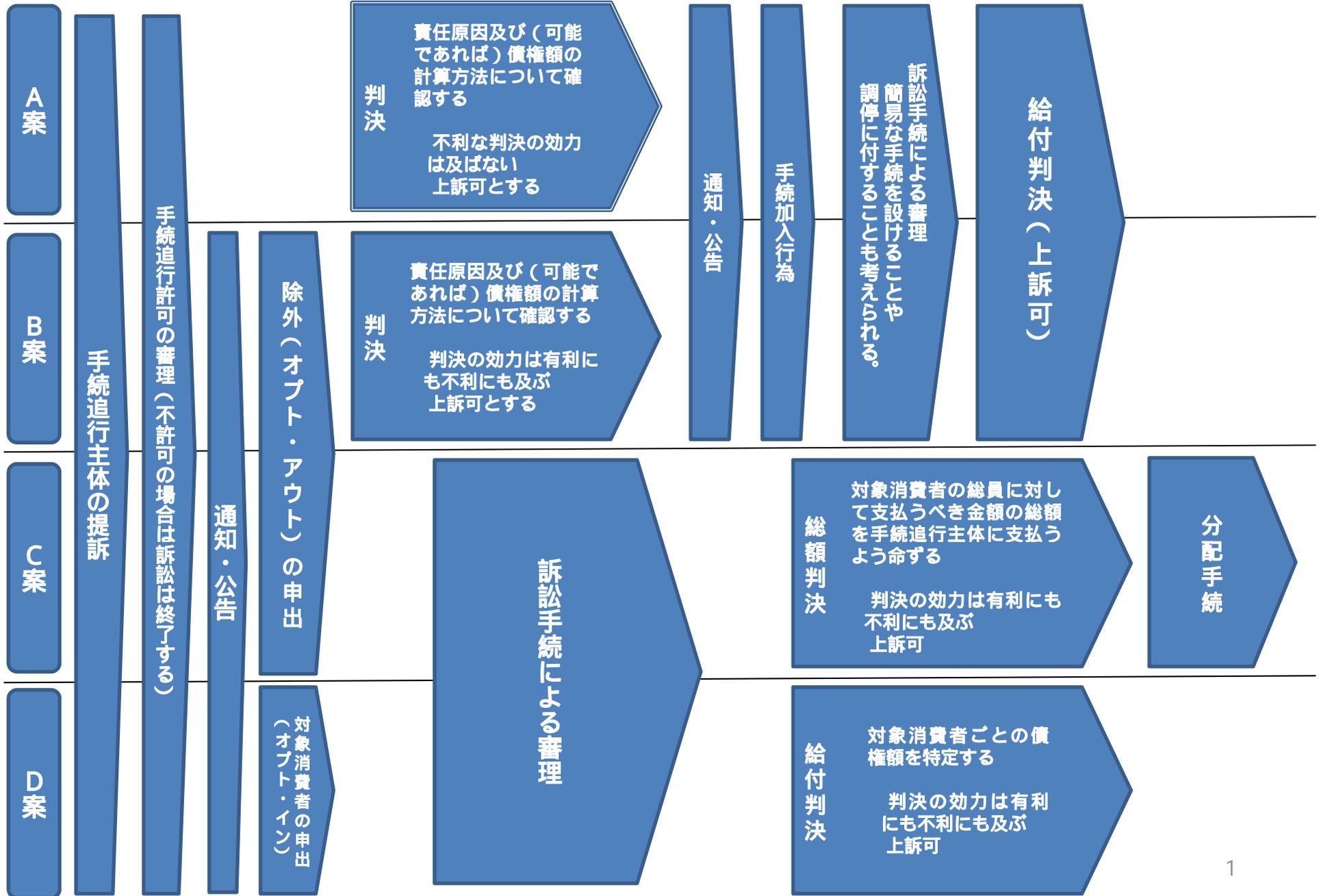


(1) 各手続モデルの比較検討
共通争点の審理

個別争点の審理



(2) 手続モデルの補足説明

A案、B案の一段階目の構成について

A案については、一段階目の当事者適格、一段階目と二段階目の関係についての考え方の組み合わせにより、さまざまな案が考えられる。

研究会報告書では、一段階目の当事者適格の根拠については、共通争点を確認する固有の訴訟上の利益を有しているという考え方、個々の対象消費者の請求権に基礎付けられているという考え方が示されている。後者については、対象消費者が自ら自己の権利を訴求する場合と、訴訟担当構成とする場合があり得るとしている。

研究会報告書では、一段階目と二段階目の関係については、一段階目の判決を終局判決とする考え方、一段階目の判決を中間判決類似の判決とする考え方が示されている。

B案については、手続追行主体が、対象消費者全員のための訴訟担当者となることが前提となっている。

A案、B案の二段階目の手続の在り方について

二段階目は、最終的には訴訟手続において判断がなされるものと考えられるが、簡易な手続を設けることや、調停に付すことも考えられる。簡易な手続については、以下のような「査定手続」を設けることも考えられる。

査定手続は、簡易な手続で請求額について裁判所が判断する手続であり、例えば以下のようなものが考えられる。

- ・一段階目を担当した手続追行主体が授權を受けて裁判所に申立て
- ・手続追行主体が申立てをした場合は、相手方の意見や証拠関係について整理をして裁判所に書面を提出
- ・これを踏まえて裁判所が査定
- ・当事者の異議がなければ確定し、異議があれば訴えを提起し、裁判所が判決をする。

(3) 各手続モデルの比較検討

	メリット	デメリット	制度設計上の課題
A案	<ul style="list-style-type: none"> 対象消費者に不利に確認判決の効果が及ばない。 通知・公告の簡略化を図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者が自ら二段階目の手続に加わらなければ収益の吐き出しの効果が徹底しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一段階目の当事者適格の根拠 一段階目の訴訟物、請求内容 一段階目の手続と二段階目の手続の関係 一段階目の判決の効力の説明 二段階目の簡易な手続の内容
B案	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の一次的解決の可能性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの関与していない敗訴判決の効果が及ぶことがある。 手続保障の観点からは、厳格な通知・公告が必要となる。 消費者が自ら二段階目の手続に加わらなければ収益の吐き出しの効果が徹底しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一段階目の当事者適格の根拠 一段階目の訴訟物、請求内容 一段階目の手続と二段階目の手続の関係 対象消費者の手続保障 二段階目の簡易な手続の内容
C案	<ul style="list-style-type: none"> 総額を支払わせ分配を行う。 収益を吐き出させることができる。 紛争の一次的解決の可能性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの関与していない敗訴判決の効果が及ぶことがある。 手続保障の観点からは、厳格な通知・公告が必要となる。 対象事案に限られ、対象事案の選別が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者適格の根拠 対象消費者の手続保障 請求の特定方法 総額判決の可否、分配手続
D案	<ul style="list-style-type: none"> 権利を有する者が自ら権利を行使するという民事訴訟の基本理念に合致する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者が訴訟の帰すうがみえない段階で自ら申出をする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者適格の根拠